

## 令和元年 8 月 定例教育委員会

日 時 令和元年 8 月 22 日（火） 9 時 30 分～

場 所 市役所 13 階会議室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長兼新しい学校推進室長 陣内教育次長兼学校教育課長 小田副理事兼社会教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 吉田学校保健課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 梶山教育センター所長 坂口図書館長 近藤青少年教育センター所長 熊本総務課長補佐

（関係部局）

安田島瀬美術センター館長

欠席者

なし

傍聴者 0 名

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和元年 6 月分議事録の確認

(3) 議 題

- ① 令和元年 9 月補正予算（一般会計第 5 号）の件
- ② 佐世保市通学区域規則の一部改正の件
- ③ スポーツ振興課所管の施設に係る規則の一部改正の件
- ④ 佐世保市総合教育センター条例施行規則の一部改正の件
- ⑤ 島瀬美術センターの臨時閉館及び臨時開館、開館時間の延長の件

(4) 報告事項

- ① 財産処分の予定について（宮中学校敷地の一部）
- ② 市立学校の空調設備整備について
- ③ “英語で交わるまち SASEBO プロジェクト” 「英語が話せる街 活動発表会」の開催について
- ④ 社会教育関連諸計画の取扱いについて
- ⑤ 東京 2020 オリンピックに係る事前キャンプ等について

- ⑥ V・ファーレン長崎 佐世保市小学生応援事業について
- ⑦ 図書館開催のイベントについて
- ⑧ ビブリオバトルオブザイヤー2019優秀賞受賞について
- ⑨ 島瀬美術センター1F、M2FへのWi-Fiの設置について

(5) その他

- ① 次回開催予定
- ② その他③を秘密会とする件
- ③ (報告事項) 令和元年度全国学力・学習状況調査等について【秘密会】

◆ 教育長報告

- 7月24日 第1回通学区域審議会  
子ども安心ネットワーク委員会
- 7月26日 佐世保明るい社会づくり協議会第3回運営委員会  
長崎県市町村教育委員会連絡協議会第1回小委員会
- 7月27日 第45回全日本空手道連盟剛柔会全国空手道大会  
佐世保市教育会「ふれあい会」
- 7月29日 学期制検討委員会
- 7月30日 図書・温湿度計贈呈式(白十字会)
- 7月31日 市長部局への出向辞令交付式
- 8月1日 辞令交付式  
第57回全国スポーツ少年大会
- 8月5日 基地内大学就学者選考会
- 8月7日 スペインハンドボール連盟との協議
- 8月8日 教科書採択審議委員会  
前期教育委員会
- 8月9日 第3期県立高校基本方針協議
- 8月10日 宮地区教育会懇親会
- 8月15日 初盆参り
- 8月18日 日本生物学オリンピック2019本選大会 表彰式
- 8月19日 文教厚生委員会協議会
- 8月20日 宇久地区小中高一貫教育運営協議会

【西本教育長】

おはようございます。8月の定例教育委員会を開きたいと思います。

令和元年6月分の議事録の確認ですが、内容について何かご質問等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは議題に入ります。①の令和元年9月補正予算(一般会計第5号)の件です。事務局から説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

令和元年の9月補正の説明をさせていただきます。本日配付しています「当日配布資料1」1ページ目をごらんいただけますでしょうか。9月定例市議会に補正予算を提出いたします。2ページ目に総括がございます。今回補正予算計上させていただくのは総務課の案件のみ、一つが相浦西小学校の大崎分校の屋内運動場の床がシロアリに荒らされたため、その補修をさせていただくための予算と、日野小学校の仮設校舎建築関連予算等を計上させていただきます。詳細について説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。相浦西小学校大崎分校の外観写真です。道路から見えるのが屋内運動場でございます。

4ページに図面を添付しています。今回床がシロアリに食い荒らされておりました。ステージの下、さらには玄関の脇の床も全て腐食している状態でございます。

5ページに経緯を記載しています。当初予算計上時には把握しきれませんでした。また、建物の定期点検、法定点検を3年に1度実施しておりますけれども、法定点検の対象でもなく、学校の校長先生、教頭先生も気づくことができなかつたということで、対応が遅れているものでございます。今回、ステージの床を補修する予定があり、床をめくった際、全面的な改修が必要であると判明しました。卒業式は本校である相浦西小学校で執り行われ、大崎分校では実施されませんが、西小学校の卒業式が終了した後、お別れの会という形で地元の保護者の方たちも集まり、屋内運動場を使用されるということで、できればその機会に間に合わせたいと考え、今回補正計上の判断をしたところでございます。

6ページに掲載の写真のとおり、床面の腐食状況から、ここで児童が使用することはできない状況でございます。

7ページにはスケジュールを載せておまして、補正予算の承認がいただければ10月に契約の準備をし、11月発注、お別れの会に間に合わせたいと思っております。

大崎分校についての説明は以上でございます。

8ページをお開きください。

現在、改築、長寿命化対策を進めております日野小学校でございます。8ページの図面は日野小学校の配置図です。日野小学校校舎を建設もしくは長寿命化対策を講じている間、仮設校舎をグラウンドに建設いたします。600人という一定規模の学校ですので、大きな仮設校舎になります。当初3階建てを予定しておりましたが、基礎構築部分に非常に大きなコストを要し、6億円との見積もりをしておりました。しかし、費用が高額であるため、その他の様々な選択肢を検討してまいりました。

結果といたしまして、中廊下型という特殊な教室の構造にしたいと思っております。学校の構造として、通常では南側に教室があり、北側に廊下というのが一般的ですが、この仮設校舎は、真ん中に廊下がありまして両脇に教室があるという構造でございます。

当初、校長先生に相談した際には、例えば気配や音などにより、向かい合ったお互い

の教室が影響し合って、学校の運営に問題が生じるのではないかという懸念を示されました。しかし、全国では中廊下型の学校が幾つも存在し、長崎市内にも、ちょうど校舎を建設しているところで、仮設校舎は中廊下型だったという小学校がございました。この学校を視察し、校長先生、教頭先生のお話も伺いましたが、学校運営上大きな問題はない、児童の情緒も安定しているということでしたので、学校の校長先生にも報告し、仮校舎を中廊下型とすると決定したところでございます。

飛んで11ページをごらんください。

今回、予算を承認いただきましたら、設計を早速始めたいと思います。下から3枠目が仮設校舎のスケジュールです。令和2年3月から建設を始め、6月には仮設校舎を完成させようと思っています。7月1カ月間を引っ越しの期間にし、8月から学校の先生方は仮設校舎で執務をしていただく。児童は9月から仮設校舎に入ることになります。

仮設の期間は2年間に及びます。仮設校舎を出ていただくのは令和4年8月、夏休みに新しい長寿命化改修もしくは改築を行った校舎に児童は入っていただくということで非常に長い期間ですけれども、この間、仮設校舎で学校生活をしていただくということになります。

8ページにお戻りください。他にも懸念が示された点が、グラウンドの半分くらいを仮設校舎で占有してしまうため、一つが体育の授業は大丈夫なのかという点、それから運動会、当然ですが従来、小学校のグラウンドを使って運動会を開催されてきました。特に、児童数が600人規模ですので、保護者の方も多くお越しになります。果たしてここでできるのかという問題がございます。

最後に、校庭で児童が遊べないことによる情緒への影響等を検討していました。当初は、例えば総合グラウンドに出向いて体育の授業を行うことも検討しましたが、サッカーの授業などを除けば、何とかいろいろな工夫をしながら自校でできるという結論に至りました。

ただ、運動会はさすがに開催できませんので、予行練習は自校で行い、本番を日野中学校で開催させていただくよう、相談させていただいているところです。

もっとも学校の先生が懸念を示されたのが、児童の情緒への影響でしたが、グラウンドの広さが一定確保でき、児童を外で遊ばせることで解決を図っていくという認識でございます。

もう一点、今回の仮設校舎の予算計上ですけれども、債務負担行為を組みます。支出は令和元年度中に行うことはありませんので、歳出予算は組まれませんが、契約締結のため、債務負担行為として予算枠をいただくという組み立てになっております。説明は以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいま9月の補正予算について説明がありましたが、委員の皆さんから何かご質疑等ありますでしょうか。

合田委員。

【合田委員】

日野小学校の件ですが、この仮設校舎の空調はどうなりますか。

【松尾総務課長】

仮設校舎は鉄骨造になり、夏場は暑くなることを見込んでいたため、計画当初から設置する予定でございました。そのため、特別教室にもエアコンがつくということになります。

【深町委員】

中廊下型というのは北側に面するところがどうしても暗くなるのではないかと懸念します。エアコンが設置されるということで、寒さは大丈夫だと思いましたが、照明が気になりました。北側が暗くなると思われ、南側と変わらないくらいきちんとした照明をとっていただく必要があるのではないのでしょうか。そこが一番気になります。

【松尾総務課長】

照明は確保いたします。ただ、日は当たらないので学校もその点の懸念は持っていらっしゃいます。

【合田委員】

日野小学校に関連することで、もう1件お尋ねがあります。日野小は、社会体育もすごく活発な地域です。そのため、日野小のグラウンドで社会体育団体や、近隣の保育所、幼稚園も運動会でグラウンドを借りられていると思いますが、その対応というのは、工事中でも広さに問題がなければ今まで通り、他団体に使用を許可するという形になりますか。それとも、トラックの出入りとかがあるので他団体への貸出や、運動場を貸出は禁止にされるのか、方向性を教えていただければと思います。

【松尾総務課長】

日野小学校はソフトボールが盛んな地域ですが、仮設期間中はグラウンドの使用はできません。広さの問題があり、ソフトボールができる広さを確保できません。仮設校舎の構造を示した具体的な説明は、議会で予算が成立した後でないといけないと思っておりますが、一度お話をさせていただいた際に、近隣の小学校、例えば金比良小学校などを使用されるのはいかがでしょうかという提案をさせていただいています。

ただ、移動の手段を確保することが難しいことに懸念を示されましたので、船越小学校や金比良小学校には、総務課から連絡をし、相談があるかもしれないため、できれば協力していただきたい旨お願いをしています。現状では、どの学校においても、クラブ活動は休みの曜日がありますので、調整は可能じゃないでしょうかということをお船越、

及び、金比良の校長先生からは言っているところですが、具体的な話は予算成立後、来月の中旬以降にご相談をさせていただく予定です。

【合田委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ次の議題に移りたいと思います。②です。佐世保市通学区域規則の一部改正の件です。説明をお願いいたします。学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

学校教育課長です。よろしくをお願いいたします。

事前配布資料、右肩に「事前配布資料 1」9 ページ、10 ページ、11 ページをご参照ください。

通学区域という概念でございますが、そもそも学校教育法の施行令の中で、各市町村の教育委員会は各市町村の市域、町域、村域の中に学校が複数ある場合はどの学校に登校するかという学校の指定をしなければならないことが定められております。この学校教育法施行令に基づき、その具体を定めるものとして、佐世保市の通学区域規則というものがございます。例えば、宮小学校の校区は何町、何町、何町ですということを決めている規則でございますが、この中の表記の一部に、正確ではない部分がありましたので、その他の地域の表記に準じて正確性を担保しながら統一したいというものでございます。

11 ページ、別表の新旧対照表のほうをご参照ください。

改正前、改正後を左右に並べておりますが、例えば日宇小学校の大和町というところで改正前は「元一組及び元二組」という表現がなされております。佐世保市通学区域規則において全校70校の校区を定めておりますが、一つの町で二つの学校以上にまたがる場合は全て「一部」もしくは「一部を除く」という表現をしております。ところが、ここだけ「元一組及び元二組」や「元三組」という表現が残っていました。そもそもこの地区の自治会、一組、二組というものに関しましては、法的な根拠もありませんし、きちんとどこが一組の範囲ですと定められているものでもないため、正確性に欠けるといふ理由と、規則上の表現を統一したいということから改正の提案に至ったものです。改正後は、日宇小学校は「大和町（一部を除く。）」、福石小学校は「大和町の一部」

です。日宇中学校は「大和町（一部を除く。）」、福石中学校は「大和町の一部」として統一したいという内容でございます。

以上でございます。

**【西本教育長】**

これは先日、市政懇談会が南地区であったときにご意見をいただいたのですが、「元三組」という表記はしていない、現在は西大和と言っているとのことでした。要するに、町内会というのは住所を表してなくて、加盟している団体の呼称として西大和町公民館と言っています。そこで、通学区域規則において、現在の「元三組」を「西大和」と改正した場合、一方で、通学区域規則は住所で規定しているので、正確に示すことができなくなってしまいます。そのため、他の地域と同様に、「一部を除く」あるいは「一部」という記載にさせていただこうと考えた次第です。

以上について何かご質疑等ありますでしょうか。

**【中島教育長職務代理者】**

通学区域規則を市のホームページで拝見したところ、大黒町に大黒団地、大黒住宅というのがありますが、唯一、町名でない、特定の場所として記載がされていました。これもいろいろ歴史的なものがあると思いますし、ちょうど町境にもなっていますが、このような「大黒住宅」という文言を規則上残すのが必要なのか、ここも「一部」、「一部を除く」という表現に改正する方が良いのではないかと思います。また、他の地域について、「ハウステンボス町の一部（旧崎岡町）」という記載がありました。これについても、表現を統一するという観点から、（旧崎岡町）という表現は取ってもいいのではないかと思います。

**【陣内教育次長兼学校教育課長】**

影響等を含め検討したいと思います。

**【西本教育長】**

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

**【全委員】**

はい。

**【西本教育長】**

それでは次に行きたいと思います。③です。スポーツ振興課所管の施設に係る規則の一部改正の件です。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

それでは議題の3番目スポーツ振興課所管の施設に係る規則の一部改正の件についてご説明申し上げます。資料は当日配付資料の12ページから43ページです。まず12ページをお開きください。

本件は5月の定例教育委員会、及び、その後の6月定例市議会で議決いただいたスポーツ振興課所管の施設に関わる条例に関し、受益者負担の適正化指針、及び、消費税増税に伴う使用料等の見直しに関し改正を行いました。今回の提案はその改正した条例に付随する規則について提案するものです。

それでは、スポーツ振興課所管の施設に係る条例施行規則の一部改正の件について提案理由等を説明いたします。

まず提案理由ですが、一つ目に消費税増税に伴い器具利用料分を改定するもの、二つ目に減免対象の見直しにより減免規定を追加するもの、三つ目に関係課からの指示等により文言整理を行うものでございます。

今回改正する規則ですが、記載のとおり佐世保市体育文化館条例施行規則をはじめとして八つございます。また、施行期日は令和元年10月1日を予定しております。

それでは提案内容についてご説明いたします。先に資料18ページをお開きください。ここには体育文化館条例施行規則の公布文を記載しております。続いて、22ページをお開きください。22ページは新旧対照表を記載しております。以降それぞれ八つの規則の公布文と新旧対照表を掲載しております。

提案内容につきましては資料14ページ、総括資料にて説明を申し上げます。まず一つ目に器具利用料金の改定について説明します。

改正の内容は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う消費税増税により、器具利用料金を改定するものでございます。対象の施設は、体育文化館、総合グラウンド、東部スポーツ広場、小佐々地区体育施設の四つです。改定額の根拠ですが、現行額の税抜き額に消費税額10%を加え10円未満を四捨五入した金額となります。以下に算定式の例を記載しております。

資料16ページに器具利用料金改定一覧表がございまして、A欄の列が現行単価の税抜き額となります。これに新税率10%を加算したものがG列になりまして、10円未満を四捨五入するとH欄の列の金額となります。以降この例にならぬ計算したものがH欄の列になり、今回の改正でそれぞれ提案する改定後の器具利用料金となります。

資料14ページにお戻りください。

次に二つ目、減免規定の追加（減免の拡大）について説明いたします。改正の内容は障害者手帳等提示者の個人利用について利用料金を半額（5割減免）とするものです。対象の規則は総合グラウンド、温水プール、宇久地区体育施設、小佐々地区体育施設、江迎地区体育施設、鹿町地区体育施設の六つです。

改正の理由ですが、障がい者本人の負担を軽減するとともにより気軽にスポーツに取り組める環境を提供するものでございます。

改正の詳細な内容につきましては、三つ目の文言整理とあわせて確認します。

資料15ページをお開きください。三つ目、文言整理について説明いたします。対象の規則は、総合グラウンド、温水プール、宇久地区体育施設、小佐々地区体育施設、江迎地区体育施設、鹿町地区体育施設の六つでございます。

改正の内容です。一つ目に、「精神保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改めるもの。二つ目に「療養手帳」を「療育手帳」に改めるもの。これは総合グラウンドの規則のみになります。三つ目に「利用したとき」を「利用するとき」に改めるもの。これは鹿町地区体育施設の規則のみになります。四つ目に「その他市長が特別の理由があると認めるとき。市長が定める率」を削るものでございます。これは総合グラウンドの規則のみとなります。

改正の理由は関係課から文言整理の指示があったこと及び他の規則（スポーツ振興課所管分）の規定と文言を統一するためです。

それでは、改正の詳細な内容につきまして総合グラウンドの規則を例にとり新旧対照表にて説明いたします。資料28ページ、別表1をごらんください。改正前、改正後をそれぞれ記載しておりますが、改正前の2号について改正後の2号、3号にありますように、文言を修正しております。

また、新たに改正後の2号に障害者手帳等提示者等の個人利用について利用料金を半額にする旨明記をしております。その他の規則につきましてもこの例にならい改正を行っております。

なお、減免規定を追加する理由についてですが、これまで、障がい者につきましては減免がございませんでした。一方、障がい者に付き添う介護者につきましては無料という減免規定がありました。今回、介護者はそのまま無料にした上で、障がい者につきまして今まで減免がなかったものを50%減額するという規定を追加したものでございます。

以上がスポーツ振興課所管の施設に係る条例改正施行規則の一部改正に係る説明でございます。よろしく申し上げます。

#### 【西本教育長】

ただいまスポーツ振興課所管の施設についての特に改正の説明がありましたけれども委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。

#### 【深町委員】

昨今では、障がい者を表記する際、「害」ではないということで、「がい」（平仮名）と表記することとなっていると思いますが、今回提示の内容では全部、漢字の「害」になっています。漢字の「害」で記載して良いのでしょうか。

#### 【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

佐世保市における障がい者の表記の取り扱いについてご説明したいと思います。佐世保市では、「障がい者」として「害」の字を平仮名で表示するようにしております。ですから、佐世保市において、例えば施設や課をあらわす言葉、案内もしくは広報誌においては、「障がい者」と表記、平仮名で書いております。

ただし、例えば国の制度や国が定める要綱、また、国が発行している手帳については固有の名詞として「害」（漢字）を使ってありますので、要綱上の名詞、法律上の名詞、もしくは施設の名称等において、国が定めている固有の名詞であれば「害」の字は漢字で表記をするという使い分けをしているところでございます。

この場合も精神障害者保健福祉手帳として国が発行しているものでございます。国の法律に基づくものでございますので漢字で表記をさせていただいているというところでございます。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【深町委員】

はい。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは先に行きたいと思います。④です。佐世保市総合教育センター条例施行規則の一部改正の件です。

教育センター課長。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

資料は右肩に「事前配布資料1」と書いてあるものの12ページから15ページでございます。まず12ページをお願いいたします。

これにつきましては、6月の定例会におきまして改正が認められました総合教育センターの使用料の改正につきまして、そのうち規則で様式を決めているのが1カ所あり、改定するものでございます。

資料の15ページをお願いいたします。

プラネタリウムそれから天体観測室の入場券の様式でございます。子どもにつきまし

ては150円据え置きのままですけれども、大人につきまして消費税改定後の計算で10円上がっておりますので、この入場券の様式を変更するというものでございます。なお、施行日は令和元年の10月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの総合教育センターの使用料の改正の件について何かご質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それではよろしくお願いいたします。

次⑤です。島瀬美術センターの臨時閉館及び臨時開館、開館時間の延長の件をお願いいたします。島瀬美術センター館長。

【安田島瀬美術センター館長】

島瀬美術センターがこの秋開催する予定でございます、広重展に係る臨時休館及び開館時間延長の件についてご説明いたします。資料は46ページをお開きください。「佐世保初！広重展」開催という概要でございます。展覧会名は「広重展」になります。会場は島瀬美術センターの全館を使います。ただし、5階の広報展示室、中2階と1階は展示をいたしません。会期でございますけれども10月26日（土）から12月8日（日）まで44日間開催する予定です。

資料の44ページをお開きください。この広重展に伴いまして、休館とそして開館についてご提案をいたします。まず臨時休館日でございますが、令和元年10月23日（水）、24日（木）、25日（金）そして12月9日（月）、この4日間に関しまして臨時休館といたします。これは作品の展示、撤去をする日程となっており、作品の安全確保のために臨時休館を行うものです。

そして臨時開館日につきましては、10月29日（火）、11月5日（火）、11月12日（火）、11月19日（火）、11月26日（火）、12月3日（火）、開催期間中の火曜日は臨時開館日となっております。

これは、通常火曜日が休館日となっておりますが、私どもが開催する主催事業あるいは協賛事業に関しまして、より多くの市民の方々に親しんで利用していただくために臨時開館を行っております。現在も「ねこがかわいいだけ展」を開催中ですが、来館者が、多いときには700人近くいらっしゃっており、火曜日を開館することによって利便性を向上させるよう考えております。今回の広重展も大きな行事になりますので、火曜日を臨時開館とする予定でございます。

併せて、開館時間の延長日を設けております。金、土、祝前日そして最終日につきましては、開館時間を20時まで延長することにしております。通常開館は18時までですが、昨年、おととしと同様に、会社帰り、仕事帰りに来館されたいとご希望の利用者の要望を受け、20時まで延長したいと考えております。

以上が島瀬美術センターについての臨時休館、臨時開館と開館時間延長の件でございます。

**【西本教育長】**

ただいま島瀬美術センターの臨時休館、臨時開館、開館時間延長について説明がありましたが、何かご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

**【全委員】**

はい。

**【西本教育長】**

ありがとうございます。

それでは、議題については全て審議が終わりました。協議事項は今日ございませんので、報告事項に移りたいと思います。報告事項の①です。財産処分の予定について、宮中学校の敷地の一部を処分する関係でございます。説明をお願いいたします。

総務課長。

**【松尾総務課長】**

資料は「当日配布資料2」の3ページをお開きください。宮中学校の前の交差点から番所峠までの県道について、歩道の拡幅工事が順次行われており、現在、番所峠のあたりは既に広くなっております。宮中学校の正門前の歩道については、非常に細く人が行き交うことができず、一人しか通れないような歩道ですが、今回、拡幅工事を県が予定されており、学校の敷地の一部を県に譲渡するものでございます。

4ページをお開きください。

場所につきましては、学校に隣接する民家から校門前を通り、隣の水田までの幅員、面積54.65㎡でございます。学校運営上には支障が全くございませんので、一部を県に譲渡するものでございます。説明は以上でございます。

**【西本教育長】**

ただいまの報告について何かご質疑ありますでしょうか。今回、譲渡する場所だけ拡幅するのでしょうか。それとも前後も拡幅工事を行うのでしょうか。

**【松尾総務課長】**

前後の拡幅工事も行い、延長線上にある橋も架けかえをする予定です。

【西本教育長】

わかりました。ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次です。②です。市立学校の空調設備整備について説明をお願いいたします。  
総務課長。

【松尾総務課長】

資料は7ページをごらんください。今年の5月31日に議会の承認を受け、市内の本土にある市立学校66校について、エアコンを設置するという契約を締結いたしました。週が明けた6月3日から、発注や設計等について本格的に事業者と協議を行っているところであります。協議のなかにおいて、夏休み中に、室内機を可能な限り先行して設置をしていくこととしました。室外機の設置や、受変電設備の改修工事など、室外の工事もありますが、室外の工事は学校運営にほとんど影響を及ぼさずに工事ができるので、教室内の工事を急ぎたいということです。工種としては機械工事になりますが、こちらを先行して設計し、教室内のエアコン本体の資器材を先に発注し、受変電設備等の電気工事については設計も含めて後回しすることといたしました。

本来、全体工程表をお示しし、どの学校がいつ頃エアコンを設置するようになるのかというご説明をしたいのですが、電気工事の設計を後回しにした関係上、各学校でエアコン設置が完了する時期というのは現状ではわからない状況となっております。

このような事前協議を7月26日まで行いました。特に、DB、設計施工一括発注という新しい手法により実施したところですから、事前に事業者側にお示しした要求水準書の解釈について協議が必要になります。図面に落とし込むときにいろいろと疑義が生じたので、そこを一つ一つ解決するというのに時間がかかったため、できれば7月21日、夏休みに入る前にエアコン設置の工事を開始したいところではありましたが、実際に学校で工事を始めたのが7月29日となりました。10日ほど出遅れたという状況でございます。お盆に入る前の9日、学校閉庁に入る前の9日の時点で14校の学校に着手ができました。

7ページをお開きください。ここに市内の66校、離島を除いた今回工事を行う66の学校が書いてありますけれども、施工業者という欄に事業者名が書いてあるところが実際に着手をしているところがございます。宮小学校や江上小学校など、14校について着手をしております。お盆明けの今週もう既に着手をしている学校がありまして、今順次学校のほうで取りかかっているという状況でございます。

当初、夏休み中にすべての学校について、室内工事だけは終了させたいという目論見

もありましたが、最初に出遅れた関係もあり不可能な見通しでございます。そのため、9月以降子どもたちが授業を始めてからも教室内の工事が入りますので、学校にはまたご迷惑、ご負担をかけることとなりますけれどもそこはうまく調整したいと思っております。その上で、予定どおり令和2年3月31日までには完了する予定でございます。現在のエアコン工事の進捗状況の説明でございました。以上でございます。

【西本教育長】

空調設備の整備について何かご質疑等ございますでしょうか。  
深町委員。

【深町委員】

エネルギー方式はガスと電気ということだったと思いますが、どのような基準で決定されているのでしょうか。また、機器もいろんなメーカーから調達されているようですが、どういう基準で選ばれたのか参考までにお聞かせください。

【松尾総務課長】

まずエネルギー方式についてご説明をしたいと思いますけれども、今おっしゃっていただいたようにGHPというのがガス空調、EHPというのが電気空調でございます。私たちが当初発注をするときに検討した中では、都市ガスエリアはガス空調のほうが安いのではないかと検討結果がございました。ですから、周辺部の学校については電気空調になると考えておりました。

また、もう一つが、現在既に職員室や校長室や事務室にエアコンがついているのであればそれと同じ方式とした方が効率的だと考えました。この二つの基準を設けながら、最終的には事業者が最も効率的な機器を選ぶこととしておりますが、事業者としては、短い工期ですので、工事のしやすさや機器の調達のしやすさということも影響しているようです。しかしながら、概ね都市ガスエリアについては、ガス空調が設置されているようでございます。

なお、機器メーカーについて、記載しているところはすでに機器の調達ができている学校となりますが、記載していない学校につきましても概ね機器の調達はできているということで報告がきております。説明は以上でございます。

【深町委員】

はい、よくわかりました。ありがとうございました。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。それでは次にまいりたいと思います。③です。“英語で交わるまちSASEBOプロジェクト”活動発表会の開催について説明をお願いいたします。社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は「事前配布資料2」1ページをごらんください。報告事項③「SASEBOプロジェクト英語が話せる街発表会」というチラシを添付いたしております。また、追加で資料を配布しておりますが、こちらは、ご案内のとおり、本市では、「英語で交わる街SASEBO」プロジェクトの中で英語シャワー事業を行っております。その中で、市民の皆さんに英語に触れられる機会をどんどん提供していくための取組を行っておりますが、官民協働の取組として実践した内容についての発表会を、9月14日（土）13時30分から15時30分まで、中央保健福祉センター8階講堂で開催いたします。

具体的には、S a s e b o E x p oチームにより、市民文化ホールなどで開催しました文化祭やスポーツ交流チームにおいて行われました運動会等、そして日常的に発信しておりますフェイスブック、Webサイト・SNS構築運用（E-c h a n）チーム、により、取組内容を発表していただいて、聴衆の皆さんに対して、参加するだけでなく参画しませんかという呼びかけを行う会にしております。

これまでこのプロジェクトに関して呼びかけを複数回、キックオフミーティングやハーフタイムミーティングということで実施してきましたが、その際、これからも情報提供を希望したいということで、名前を連ねていただいた方にダイレクトメッセージを出すとともに、広報させば等で広く市民の皆さんにもご紹介しているところです。

今回、この発表だけでなく、「佐世保E n g l i s h出前プログラム」という行政主体の新規事業の紹介を行う予定にしております。

この発表会の目的として、「佐世保E n g l i s h出前プログラム」の周知を行いたいということもあります。内容を簡単に申しますと、英語で物事を教えることができる、もしくは英語を教えることができるという民間事業者や団体、個人の情報を集めて、英語を学びたい方や、英語で文化を習いたいという方々等を結ぶ仕組み、佐世保には現在、出前講座という行政の仕組みがありますが、この英語版、民間版というものを実施していこうと考えております。

2枚目、3枚目以降に事務フローを掲載しておりますが、この中で特徴的なのは2枚目の右側に「サポーター登録」というものがあります。単純に英語で何かを教えることができますよということ、具体的には、例えば米軍基地の中にお住まいの方々が、料理教室をしたいけど、日本語では教えることができない、英語でなら教えられるという方がいらっしゃると思います。一方で、英語はわからないが交流をしたいという日本人がいたとして、その両者はなかなか接点を持つことができません。いわゆる言葉の障壁というものがあります。そこでその方々を結ぶためのサポーターとして、通訳サポーター、このサポーターはプロの通訳ではありませんが、この方が両者をつなぐ役目として入ることで、例えば、料理教室を英語で教える中で、受講者である日本人は英語を聞きながらも日本語の通訳を受けながら、また、その料理教室から料理の内容を学びながら、海外の方々の語学や文化に触れていく仕組みです。

このサポーターは、先ほどプロのサポーター、通訳ではないと申し上げました。3枚

目をごらんください。「サポーター登録・活用制度」、こちらはプロの英語通訳者ではございませんが、英語をある程度話せる、それを実際に使って皆さんの役に立ちたい、外国人と交流したいという方々がここにサポーターとして登録していただき、講座が行われるたびに派遣されるという仕組みになっております。

この出前Englishプログラムの仕組みというものは、社会教育課で掌握するわけですが、運用に関しては、出前&サポーター事務局を設置しております。こちらは民間の団体に委託することとしておりますが、出前のメニューを提供できる方々をバンクとして登録する。それから出前を受けたいという申し込みを受け付け、そして実際に結び派遣する。この仕組み、実働は民間の団体が行うことで考えております。

実際に民間が行うことで、内諾をいただいて前に進めている状況です。

この仕組みというもののためには多くのメニューが必要になります。私は英語で物事を教えることができますよという方々、英語を教える方々、そういう方々をたくさん集めてメニューを充実させていくと受けたいという方々も増えていくという状況が出てきますので、そのメニューを募集するためにも、この発表会を利用したいと考えているところでございます。

土曜日の開催ではございますが、ぜひお越しいただければと思っております。

以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいまの説明について何かご質疑等ございますでしょうか。

内海委員。

#### 【内海委員】

良い取組だと思いますが、これを理解し、運用していくとなると、かなりエネルギーを要するので大変だと思いますが、特にこの出前&サポーター事務局、ここが非常にポイントですね。この事務局は民間で運営するということですが、収入があるということですか。資金はどこからまかなわれるのですか。

#### 【小田副理事兼社会教育課長】

この仕組みのための運用経費は佐世保市が委託料としてお支払いをすることといたしております。この英語シャワー事業の中で、民間と協働して行う事業として、委託費は年間最大50万円としております。

#### 【内海委員】

ある程度ボランティアに近い事務局になりますか。

#### 【小田副理事兼社会教育課長】

はい。この仕組みの中ではボランティアの要素が強くなっております。

【西本教育長】

ほかに。よろしいですか。

利用者学習グループが、手を挙げてこないことには始まらないと思いますが、見込があるのでしょうか。

【小田副理事兼社会教育課長】

一番手を挙げてほしいと考えている民間としては、学童クラブ、児童クラブがあります。子どもたちに外国文化もしくは英語に触れるような機会というものを提供してほしいと考えており、そのために子ども未来部と連携をしていくというのが1点あります。

それから民間の方々がお申込みに来られることだけを待っていてもなかなかメニューとして表にでてこないかもしれませんので、公民館を舞台に3カ所を選定して、市内3カ所の公民館に年間10回のプログラムというものを年間通したプログラムをやっていくようなことで、これが次年度になりますけども計画的に提供していくことを検討しているところです。

【内海委員】

同じような意見となりますが、これを実際に運用してやっていく中で様々な課題が新しく出てくるとは思いますが、実際に経費的なものでいっても50万円という委託料で、実際ボランティアと言いながらも、人を集めないといけませんよね。ある程度の数が集まらないと機能しにくいのではないかと危惧しています。

だからもう少し広く、事前にリサーチをしておかないと、実際どうなのかなという懸念があります。取組としてはおもしろいと思いますが、実際にもう少し市場調査や請負ができる方の調査をやらないと、継続性や発展性が厳しいのではないかという印象があります。佐世保の資源の活用としてはおもしろいので頑張りたいと思うのですが、試験的な取組ということに留まらず、やるからにある程度の成果が必要だと思います。もちろん最初の段階ですから当然行政も関与が必要だと考えます。委託するだけで、行政の関与がないと運用は回らない。個人でできるようなレベルの代物ではないと思いますので、しっかり行政側も取り組んでもらいたいと思いますのでよろしくお願い致します。

【小田副理事兼社会教育課長】

はい、私も同様の懸念を持っていて、試験としては良くても、実際にメニューとして集まるのか。そして、どれだけ周知され、また、どれだけニーズがあるのかということを含めて不安なこともあります。この発表会はあくまでもスタート地点であります。

この募集に関しては継続して実施するわけですが、個別の見込等もあり、そこへダイレクトオファーはやっていきます。当然、米海軍等にはお願いするわけですが、いろんな団体に個別に当たるということもしていきたいと思っております。

それからおっしゃるようにこの民間に委託すると言いながらもやはりスタート地点についてはかなり苦労されると思いますので、行政の関与、特に募集や周知について行政がかなり入っていかないといけないと思っています。

それから委託料について、最大50万円ということで先程来ご説明しておりますが、実は、この委託の中で、メニューを一つ実際に受けて、派遣することがあったら事務局に対し、成功報酬として1件当たり2,000円という金額を定めるように契約書をつくっておりますが、これがどのぐらいになるのかというのが見えない状況なので、現状では最大50万円ということとしております。しかし、例えばE-channelも同様に初めは最大50万円でしたが、これをフェイスブックのみならずホームページまで広げ、一過性ではなく常に情報提供をしている状況というものに昇華するために、追加の委託料を支出するということをしております。同様に、状況を見ながら委託料について見直しをすることを想定しております。

いずれにしても、実際に回していくためにかなり努力が必要であるという認識の中で進めてまいりたいと思います。

【西本教育長】

これはいつから始める事業ですか。

【小田副理事兼社会教育課長】

9月14日に発表会をし、実際にそのプログラムを、ある程度表の形式にまとめて出していきたいと思っています。ここをまた委託業者と確認の上で進めていきたいと思えます。年内には当然のことながらメニューをオープンにしていきたいと思っております。

【西本教育長】

よろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは先に行きたいと思えます。社会教育関連諸計画の取り扱いについてということです。社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は先ほどの資料、「事前配布資料2」の2ページ以降になります。3ページをお開きください。社会教育関連諸計画の全体図をつけております。教育委員会には総合計画の実行計画として教育振興基本計画がございます。こちらは先日来、教育委員会総務課が中心となり、今年度見直し・改定の作業を進めているところでございますが、その

下位計画として、社会教育関連諸計画いわゆる実行計画が三つございます。

「読書大好き佐世保っ子プラン」これは国の読書推進法に基づいて佐世保市で策定しました任意計画です。それから「生涯学習のまちづくり推進計画」がございませぬ。こちらは市町合併が行われた折に、合併地域と中心部の公民館や社会教育に関するノウハウの共有、また配置等について整備していくために、また、生涯学習というものを地域ごとでしっかり行うことができるようにすること、さらに教育機関が全市を網羅していくことを含めて「生涯学習のまちづくり計画」というものを策定しております。

それから「徳育推進のための行動計画」、こちらは平成24年4月に、佐世保市は徳育宣言を行いました、その折にいわゆる徳育というものは行政主導ではなく民間活動というものを支援していく、行政を支援していく民間の市民の皆さんの市民運動によって行われる取組だということを決めた計画でございませぬ。

この三つの計画があるわけでございますけれども、これも実は今年度改定の時期を迎えております。これらについて全て改定をしていくのかどうかということを決今年度検討しております。去る7月23日に社会教育委員の会議を開催し、この三つの諸計画について今後の取り扱いを検討した結果、「読書大好き佐世保っ子プラン」については今後も新たな取組みや、例えば司書の拡大ということも含めて、個別・具体の取組が出てくる可能性があるため、新たな計画を策定していく必要がある。

一方、「生涯学習のまちづくり」、「徳育推進のまちづくり」については、教育振興基本計画の中にしっかりとその考え方を包含させ、別途に計画を策定することはしない方向で進みたいと思ひます。

4ページ以降には、それぞれ三つの計画がどのような経緯で、何に基づいて取り組むのかということを決載しております。三つの計画のうち二つの計画は教育振興基本計画に包含させていくということを決まずご報告させていただきました。以上でございませぬ。

**【西本教育長】**

要は、令和元年度まではそれぞれに生涯学習まちづくり推進計画とか徳育推進のための計画、行動計画をつくっていたけれど、令和2年度からは教育振興基本計画の中に取り込むので個別に計画はつくりませぬよという話ですか。

**【小田副理事兼社会教育課長】**

はい。そのとおりです。

教育振興基本計画を見れば生涯学習、徳育推進の考え方や方向性について、表示があるという形をとっていきます。

**【西本教育長】**

よろしゅうございませぬでしょうか。

**【全委員】**

はい。

【西本教育長】

ではよろしく申し上げます。

次です。⑤東京2020オリンピックに係る事前キャンプ等について説明をお願いいたします。スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料は事前配布資料の10ページから15ページになります。

10ページをまずお開きください。この東京2020オリンピックに係る事前キャンプについて、進捗ごとに定例教育委員会で状況を説明申し上げておりますが、直近では去年、平成30年9月の定例教育委員会において、事業の内容等をご説明しております。

今回は、先日スペインハンドボール連盟の会長が、本市を訪問され協議を行いましたので、その内容等についてご報告いたします。8月7日にスペインハンドボール連盟の会長を含む3名の方が本市を訪問され、資料の13ページにあります基本合意書を締結いたしました。13ページは日本語訳したもので、正式には14、15ページにあります英語版が正式版となります。

基本合意の内容ですが、13ページの日本語版で説明申し上げます。簡単に申しますと、第1条に男子または女子ナショナルチームの東京オリンピック事前キャンプを受け入れること、第2条に長崎県内を中心として、移動や佐世保市内での宿泊施設及び練習施設の使用に係る費用について、予算の範囲内で支援を行うこととし、その内容は、スペインハンドボール連盟と協議のうえ別途決定することなどを記載しております。

ただし、スペインのハンドボールチームはまだ男女ともオリンピック出場が決定しているわけではなく、来年3月、4月に開催される世界最終予選までに出場権を獲得する必要があり、獲得した場合に事前キャンプを受け入れるという内容でございます。

以上が、スペインハンドボール連盟の来市に伴い締結した基本合意書の内容ですが、スペインのハンドボール連盟は滋賀県の彦根市とも同様の協議を進められており、スペインハンドボール連盟は、佐世保市と彦根市の両方で事前キャンプを実施することで両市と調整をされているという状況です。今後はこの協議内容が確定した時点で、正式な協定書の締結や事前キャンプを受け入れるに当たっての実行委員会設置などの準備を進めていく予定です。説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明についてご質疑等ございませんでしょうか。

今説明がありましたように、彦根市も非常に誘致に積極的であるということで、彦根市は、男子・女子に関わらず受け入れる意向であるという話が出ています。一方、本市においては男子と決めておりましたが、調整をしないといけないのではないかと考えております。両方とも出場権を獲得されれば良いのですが、例えば男子だけが出場権を得

た場合には、以前の話ですと佐世保市が全て対応する予定でした。しかし、彦根市がそこに入ってくることで、日程調整等が必要となりますが、オリンピックという大きな大会の直前に、佐世保市と彦根市の両方ともに、分割的に受入れを行うことが可能なのか。選手にとって負担にならないのかなど、いろいろと課題が出てくるのではないかと思います。また、もしかすると男子も女子もどちらも出場できないかもしれないという可能性もあります。県を通じて調整をお願いしている状況ですが、まだまだ状況が不透明なところがあります。

【内海委員】

参考までに。スペインチームって強いのでしょうか。

【西本教育長】

ヨーロッパでは強い。男子は、ヨーロッパでは強いです。プロチームです。

プロチームであるため、要求内容のレベルが高い。長崎市は今年、ラグビーのワールドカップを受け入れていますから、経験があると思うのですが、本市はノウハウが足りない状況です。

他にご質問などございませんか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では次に。V・ファーレン長崎の小学生応援事業について、よろしくお願いたします。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料は、当日配布資料の11ページをお開きください。先週8月17日（土）にV・ファーレン長崎佐世保市小学生応援事業を実施いたしました。参加者数が284名、バス7台で参りました。試合は残念ながら1対2で負けましたが、アンケートを取った結果、保護者の方からは「子どもにプロスポーツを見せることができる良い機会となった。」、「いろいろな地域に住んだことがあるが、佐世保市は様々なイベントがあり充実している」と、小学生の方からも「負けたけど、サッカーがもっと好きになった。」、「サポーターの応援に迫力があり、驚いた。また観戦したい。」という意見もいただいております。

一方、今回は対象が小学生でしたが、例えば中学生にも対象を拡大してほしいとか、大人は半額としておりましたが、大人も無料にしてほしい、そういった意見も一部ではございました。以上でございます。

【西本教育長】

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次に報告⑦、⑧について、一括して説明をお願いいたします。

図書館長。

【坂口図書館長】

資料は当日配布資料2の12ページをごらんください。

今回、イベントは一つ、第14回ビブリオバトル、それともう1点は報告事項、ビブリオバトル・オブ・ザ・イヤー2019優秀賞受賞についてでございます。

13ページをお願いいたします。第14回ビブリオバトルを9月8日に開催いたします。2016年から開催し、概ね年4回ずつ開催しております。今回も定員6名、発表者は既に埋まっておりますので、お時間等ございましたらぜひご参加いただきますようお願いいたします。

続きまして14ページをお願いします。ビブリオバトル・オブ・ザ・イヤー2019です。これは、任意の団体でございますが、ビブリオバトル普及委員会がございまして、ビブリオバトルの普及を目的として2016年に賞を立ち上げられました。今回、その中で佐世保市立図書館が優秀賞をいただきました。優秀賞は4団体選ばれております。今後、4団体の中から投票によりまして大賞が決定されます。その投票期間が8月いっぱいとなっておりますので、ぜひ投票をお願いしたいと思っております。

【西本教育長】

ちなみに残りの3団体はどちらですか。

【坂口図書館長】

上田市立の塩田西小学校のビブリオバトルクラブ、埼玉県戸田市のオトナのビブリオ in DANDELIONというところ、もう一つが大阪市にあります天満橋ビブリオバトルです。

【西本教育長】

では先に進みます。9番目、島瀬美術センターWi-Fi環境整備です。よろしく申し上げます。島瀬美術センター館長。

【安田島瀬美術センター館長】

島瀬美術センターでは、Wi-Fiの環境整備を行うことになりました。平成29年6月

に文化芸術基本法の改正が行われ、「観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携」が基本理念に加えられました。佐世保市におきましては、外国人観光客そして広域都市圏等の交流人口の拡大を目指す中で、法の基本理念に基づき、文化施設や観光施設・商業施設との連携を図っています。

島瀬美術センターでも大型客船にて中国人の団体が来館されましたし、特別展では33%が市外、県外のお客様となっております。平戸や波佐見、川棚などからも来館されております。そして一般のお客様からも以前からW i - F iを整備してほしいというお声も頂戴しておりました。

そして今回、この令和元年度観光庁補助金、観光振興事業費補助金を活用することで文化施設、現在、企画部文化振興課が取りまとめを行っており、アルカスS A S E B Oと市民文化ホール、そして島瀬美術センターと一緒に、無線L A Nインターネット接続サービスという環境を整えようということで進めております。

そして島瀬美術センターのW i - F i環境の場所ですが、1階のロビーに設置をしようと考えております。1階と中2階が吹き抜けになっておりますので、中2階までW i - F iは使える見込みです。今年度中に設置を行う予定です。

【西本教育長】

ただいまの件について何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは一応報告事項は終わりました。

最後に、私の方から一点、ご報告いたします。一昨日、宇久地区小中高一貫教育運営協議会のために、宇久に行ってまいりました。それぞれ、今までの取組、今後の取組について報告をしております。非常に熱が入った報告でございまして、小中高一貫で学んでいる良さというのをひしひしと感じました。12年間の一貫した教育の成果としてはやはり、学力もさることながら情緒の面にも、人格形成にも発揮されていると感じました。高校生が卒業した際、高校の卒業式の後に小学校に行って挨拶をするということもございましたし、遠足や文化祭などの行事もそれぞれにやっておりますし、出前授業、乗り入れ授業もほんとうにすばらしい取組でした。また、月に1回、九大に通って、英語でプレゼンをする理系の学生もいますし、20名しか在席していない高校でいろんな賞をもらっています。

実は、県では、高校のあり方に関する第3次計画を策定されております。その中で離島部の高校について、生徒数の減少という背景を踏まえ、教育環境の整備という面から、統廃合も含めて検討するというところで、ある程度考え方をまとめようとしておりますが、そこに地元や関係市町の実態や意見も聞きながら進められております。宇久につき

ましては、せっかく小中校全国でも6校しかないという取組を実施している高校、小中学校であり、ぜひ存続をさせていただきたいという気持ちでおりますので、教育委員の皆様のお力もお借りしながら、計画の見直しに当たっては、存続を要望していきたいと考えています。以上です。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----